

奈良県告示第百六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二条の三第七項の規定により、同条第六項第一号に規定する心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の数を次のとおり定めた。

令和二年八月四日

奈良県知事 荒井正吾

法第十二条の三第六項第一号に規定する心理に関する専門的な知識及び技術をつかさどる所員の数は、平成二十八年十月奈良県告示第二百五十七号（児童福祉司及び指導教員担当児童福祉司の数の定め）の一に定める奈良県中央子ども家庭相談センター及び奈良県高田子ども家庭相談センターの児童福祉司の数を合計した数を三で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）とする。